

重要事項説明書

医療法人社団 山斗会
山中整形外科内科クリニック

通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕

重要事項説明書

この通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕重要事項説明書は、ご利用者が通所リハビリテーションサービスを受けられるに際し、ご利用者やその御家族に対し当事業所の事業運営規定、通所リハビリテーション従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資するに認められる重要事項を記したものです。

1. 当事業所が提供するサービスについてのご質問、ご相談窓口

電 話 03-3335-5080 (事業所直通)

管理者 藤田 由貴子

代 理 田中 幸代

2. 運営の方針

ご利用者の心身の特性を踏まえて、通所リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って、その利用者が可能な限り居宅において能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、心身機能の維持もしくは回復を図ります。

3. 当事業所の概要

事業所名	山中整形外科内科クリニック
所在地	〒167-0053 東京都杉並区西荻南2丁目25番地17号
クリニック電話番号	03-3335-5800
クリニック FAX 番号	03-3332-3736
リハ室直通電話番号	03-3335-5080
リハ室直通 FAX 番号	03-3335-5460
介護保険事業所番号	131-1539519
サービスの種類	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

法人の概要

法人名	医療法人社団 山斗会
病院名	山中病院
法人所在地	〒167-0052 東京都杉並区南荻窪1丁目5番地15号
法人電話番号	03-3335-5611
法人 FAX 番号	03-5941-5678
代表者名	山中 英雄

4. 当事業所の職員体制

	資格		計
営 理 者	理学療法士	常勤兼務 1人	1人
従 事 者	医師	常勤兼務 2人	非常勤兼務 2人 11人
	看護師		
	理学療法士	常勤兼務 4人	
	あん摩マッサージ師	常勤専従 1人	
	柔道整復師	常勤専従 1人	

5. 営業日時・休業日

営業日時	月～金曜日 午前 9時～午後 5時半 土曜日 午前 9時～午後 12時
休業日	土曜午後、日曜日、国民の祝祭日、12/30～1/3

サービス提供時間	月～金曜日 午前 9時15分～午前 10時30分 午前 10時45分～午前 12時00分 午後 2時15分～午後 3時30分
	土曜日 午前 9時15分～午前 10時30分 午前 10時45分～午前 12時00分

※台風や大雪等の天候不良や自然災害により、サービス提供が一時的に困難になる可能性もございます。あらかじめご了承ください。

6. 利用料 ※杉並区は1単位＝11.1円として計算

基本的な通常の事業実施地域および送迎は、杉並区西荻南1丁目～4丁目、西荻北1丁目～5丁目、松庵1～3丁目、上荻4丁目です。

介護予防通所リハビリテーション費		1割負担	2割負担	3割負担
	要支援1(661111) 2,268単位/月	2,517円	5,035円	7,552円
	要支援2(661121) 4,228単位/月	4,693円	9,386円	14,079円
利用開始月から12ヶ月超え減算	要支援1 120単位/月	133円	266円	400円
	要支援2 140単位/月	155円	310円	466円
生活行為向上リハビリテーション加算 算定開始月から6ヶ月以内(666257) 562単位/月		623円	1,247円	1,871円

通常規模型 通所リハビリテーション費		1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上 2時間未満	要介護1(161101) 369単位/日	410円	819円	1,229円
	要介護2(161103) 398単位/日	442円	884円	1,325円
	要介護3(161105) 429単位/日	476円	952円	1,429円
	要介護4(161107) 458単位/日	508円	1,016円	1,525円
	要介護5(161109) 491単位/日	545円	1,090円	1,635円
リハマネジメント加算(イ) (165615) 6ヶ月以内 830単位/月		921円	1,842円	2,763円
(165616) 開始月から6ヶ月超 510単位/月		566円	1,132円	1,698円
理学療法士等体制強化加算(166143) 30単位/日		33円	67円	100円
生活行為向上リハビリテーション加算 算定開始月から6ヶ月以内(166257) 1,250単位/月		1,387円	2,775円	4,162円
送迎減算 片道 (165612) 47単位/日		52円	104円	156円

令和6年6月1日 改定

リハビリパンツ代	220円(税込み)
パット代	110円(税込み)
個別外出費	550円(税込み)
マスク代	50円(税込み)

7. サービスの内容

事業者は医師、理学療法士等リハビリテーションスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、必要なリハビリテーションを実施します。

◎ サービス内容等の記録作成・保存について

1. 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
2. 事業者は、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載した記録を作成して、ご利用者に説明の上、提出します。
3. 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
4. ご利用者は、事業者に対し、書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求められます。但し、謄写に際しては、事業者はご利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

◎ 日程変更について

ご利用者がサービスを変更する場合は速やかに担当ケアマネージャーまでご連絡をお願い致します。その後、担当ケアマネージャーと当事業所管理者が相談致します。

◎ 利用回数について

ご利用開始から2年経過した週2回（要支援2の方を除く）ご利用の方は週1回に減回する。

◎ キャンセル料について

当事業所ではキャンセル料はいただいておりません。当日、体調不良や不都合がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

- ※ 無断キャンセルが続く場合は、利用料をいただく場合があります。
- ※ 利用者様の容態急変時、緊急やむを得ない事情がある場合においても、当事業所にご連絡ください。入院時・退院時も同様です。

連絡先 03-3335-5080

◎ 契約の解除

介護支援専門員（ケアマネージャー）又は当事業所にご連絡ください。

◎ サービス終了

- ・ ご利用者が死亡した場合
- ・ ご利用者からの解約の意思表示がなされた場合
- ・ 利用料の支払いが催告後も2か月以上未納の場合
- ・ ご利用者が介護保険施設、介護福祉施設へ入所した場合
- ・ ご利用者の要介護（要支援）状態区分が自立とされた場合

◎ その他のサービス終了について

- ・ 当事業所が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族に対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者の申し出により即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・ ご利用者が当事業所従業者に対し本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は文章で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。
- ・ 他、地震・火災等の天災によりサービス実施がきわめて困難な場合には、事業者はご利用者に対しサービスを終了させていただく場合があります。

※ ご利用者の病状急変により医療機関に入院となった場合、退院の場合、いずれも担当ケアマネージャーに連絡を必ずお願い致します。

※ 利用再開の場合は、場合によっては入院先の主治医の診断書が必要となる場合があります。退院が決まった時点で、主治医と担当ケアマネージャーにご相談ください。

◎ 契約日と診察日に以下の書類をご用意下さい。また、サービス期間中も、以下の書類に変更がないか定期的に確認させていただきます。変更があった場合はお申し出下さい。

- | | | |
|-------------|----------------|---------|
| ・ 介護保険証 | ・ 生活保護受給者証 | ・ 健康保険証 |
| ・ 介護保険負担割合証 | ・ 高齢受給者証 | |
| ・ 障害者手帳 | ・ 心身障害者医療費受給者証 | 他 |

8. 利用にあたっての留意事項

短時間通所リハビリテーション利用にあたって留意事項を以下のとおりとします。

- 1、体調確認・・体温・血圧を測定し、声かけ等で体調を確認します。
- 2、サービスの中止・・体調不良等ある場合は、ご家族にご連絡を取り、必要な措置を講じます。
- 3、設備、器具のご利用・・職員の適切な指導のもとご利用いただけます。
- 4、禁煙・・当院施設内及び敷地内は禁煙となっています。
- 5、金銭 貴重品の持込みは原則としてご遠慮いただいております。但し、自己管理可能な方の少額の持ち込みは制限しておりません。ただし盗難・紛失等の事故についての責任は一切負わないものとさせていただきます。

9. サービス内容に関する苦情等

①相談・苦情担当 当事業所、通所リハビリテーションに関するご相談・苦情を承ります。

窓口担当) 管理者 藤田 由貴子 電話 03-3335-5080

山中整形外科内科クリニック (代表) 電話 03-3335-5800

②その他

当事業所以外に都や区の相談・苦情窓口、東京都国保連等に苦情を伝える事が出来ます。

杉並区 介護保険課 03-3312-2111

東京都国民健康保険連合会 03-6238-0117 (平日 午前9時～午後5時)

③苦情処理の体制及び手順

サービスの提供及び個人情報の取り扱いに関する苦情又は相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行ない、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行ないます。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行ない、以下の対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行ないます。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します)

④サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にはご留意下さい。

理学療法士・鍼灸あん摩マッサージ師・柔道整復師に集金以外の金銭や物品等の貸し借り、又は年金等の管理等の取扱いはいたしません。

理学療法士等のご利用者の心身の機能維持回復のためにリハビリテーションを行うこととされています。それ以外の療養上の世話や診療の補助、炊事・洗濯等の家事援助をすることは出来ませんので、ご了承ください。

10. 事故発生時の対応

当事業所がご利用者に対して行なう通所リハビリテーションの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族・市区町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して行なった通所リハビリテーションの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

送迎を希望しない場合の通所中の交通事後等は、対象外となります。

利用者みなさまへ

個人情報のお取り扱いについて

医療法人社団 山斗会
山中整形外科内科クリニック

当事業所は、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への通所リハビリテーションの提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、ご利用者の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本事業所の基本的姿勢

当事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者みなさまの個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 当事業所が保有する個人情報の利用目的

当事業所は、通所リハビリテーションの申し込み、通所リハビリテーションの提供を通じて収集した個人情報は、ご利用者・ご家族の方への心身の状況説明、リハビリテーション記録・台帳の作成等といった通所リハビリテーションの提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者みなさまの個人情報は、通所リハビリテーションの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ご利用者にかかわる通所リハビリテーションサービス計画書およびリハビリテーション実施計画書などの介護サービスを、円滑に提供するために実施するサービス担当者会議に必要な場合
- ・サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介などの場合
- ・ご利用者が他の医療機関を利用する場合、該当する医療機関との連携をとる場合
- ・ご利用者自身の心身の状況などをご家族や担当ケアマネージャーに説明する場合
- ・介護保険事務に関する情報提供の場合（請求関係・保険者からの照会への回答など）
- ・特別養護老人ホーム等の介護保険施設、介護福祉施設入所時の照会への回答
- ・学会、研究会等での事例研究発表（無記名により）
- ・学生等の実習、研修への協力のため（無記名により）
- ・損害賠償保険などにかかる保険会社への相談または届け出の場合

3. 当事業所が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正等は、下記にお申し出下さい。

TEL 03-3335-5080

窓口担当：管理者 藤田 由貴子